

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 男女共同参画推進委員会の設置（第3条—第11条）

第3章 男女共同参画推進室の設置（第12条—第22条）

第4章 その他（第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、山形大学（以下「本学」という。）において、男女共同参画の推進に必要な組織その他必要な事項を定めるものである。

2 本学における男女共同参画の推進については、この規程によるもののほか、関係法令及び本学の学内諸規則等に定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程において、男女共同参画とは、男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）の理念を踏まえ、本学の学生及び職員が性別にかかわらず、あらゆる活動において個性と能力を発揮でき、かつ、学業・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することをいう。

第2章 男女共同参画推進委員会の設置

（設置）

第3条 本学における男女共同参画推進に関する重要な事項を審議するため、山形大学男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 男女共同参画の推進に係る基本方針に関する事項
- (2) 男女共同参画の推進施策の企画及び立案に関する事項
- (3) 男女共同参画の現状分析、評価及び改善に関する事項
- (4) その他男女共同参画に関する事項

（組織）

第5条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 男女共同参画を推進する担当理事・副学長付きスタッフ
- (4) 各学部長が推薦する当該学部の副学部長 各1人
- (5) 各学部から選出された教授又は准教授の女性教員 各1人
- (6) 基盤教育院から選出された教授又は准教授の女性教員 1人

- (7) 総務部長
 - (8) 企画部長
 - (9) その他委員長が必要と認めた者
- (委員の任期)

第6条 前条第5号及び第6号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第10条 委員会は、専門的事項を審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(議事録)

第11条 委員長は、委員会の議事録を作成しなければならない。

第3章 男女共同参画推進室の設置

(設置)

第12条 本学において男女共同参画を推進する具体的な業務を行うため、男女共同参画推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(業務)

第13条 推進室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画を推進する施策の実施及び調整に関すること
- (2) 男女共同参画に係る外部機関との連携に関すること
- (3) 男女共同参画に係る情報収集及び広報活動に関すること
- (4) 委員会に関すること
- (5) その他男女共同参事業の推進に関すること

(職員)

第14条 推進室に、次の職員を置く。

室長

副室長

専任教員

兼任教員

その他の職員

(室長)

第15条 室長は、男女共同参画関係業務を担当する理事をもって充てる。

2 室長は、推進室の業務を総括する。

(副室長)

第16条 副室長は、研究関係業務を担当する理事をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐する。

(専任教員)

第17条 専任教員は、男女共同参画を推進する業務を処理する。

2 専任教員の選考は、役員会の議に基づき、学長が行う。

(兼任教員)

第18条 兼任教員は、男女共同参画に関する専門的な業務を処理するため、兼任教員を置く。

2 兼任教員は、本学の専任教員の中から、その者が所属する部局の長の推薦に基づき、室長が選考する。

3 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(コーディネーター)

第19条 推進室に、男女共同参画を推進する事業を円滑に実施するため、チーフ・コーディネーター及びサブ・コーディネーターを置くことができる。

2 チーフ・コーディネーター及びサブ・コーディネーターは、第17条に規定する専任教員の中から、室長が選考する。

(相談員)

第20条 推進室に、本学女性研究者の研究・キャリアに関する相談等に対応するため、相談員を置くことができる。

2 相談員は、男女共同参画に関する相談に必要な知見、能力等を有する学外の者の中から、室長が選考する。

(会議)

第21条 室長は、男女共同参画の推進に係る事項を審議するため、会議を開催する。

2 会議に関し必要な事項は、室長が別に定める。

(事務)

第22条 推進室に関する事務は、企画部の協力を得て、総務部において処理する。

第4章 その他

(その他)

第23条 この規程は、平成24年3月31日まで効力を有し、時限到来時において委員会及び推進室の設置意義、審議内容及び委員構成等について見直すものとする。

2 この規程に定めるもののほか、男女共同参画に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に選出される第5条第4号の委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成21年7月29日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月14日から施行する。

2 この規程施行の際、現に第5条第4号に規定する委員である者は、改正後の第5条第5号により選出されたものとみなし、任期は、第6条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

3 この規程の施行後、最初に選出される第5条第6号の委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。